

市民活動との協働に関する基本指針 第三版

令和3年7月

富士市

はじめに

度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、私たちは既存の価値観や常識では対応できない難局に直面し、歴史的な転換期を迎えるとともに、社会変革も求められています。

また、少子高齢社会、人口流出、ワークライフバランスやICTの進化など、ライフスタイルや価値観が多様化している中、産業界、学校、民間団体、金融機関、行政など様々な主体の「協働」が今、まさに時代の要請となっています。

本市では、協働のあり方や基本理念、目指す市民協働の推進を目的として、平成16年を協働元年と位置付け、「市民活動との協働に関する基本指針（以下、基本指針）」を策定、平成17年に市民活動の拠点として活動の支援や活性化を目的に富士市民活動センターを開設しました。また、平成22年には「基本指針（第二版）」を、平成25年には「富士市市民協働推進条例」を施行しました。

このような経緯の中、「富士市市民協働推進条例」に基づいた施策を推進していくに当たり、市民活動を取巻く状況も変化してきたことから、令和元年度、2年度において学識経験者、市民活動団体関係者、公募による一般市民からなる「富士市市民協働推進審議会」においてご検討いただいた提言をもとに「基本指針（第三版）」を策定しました。

「協働」は目的ではなく、地域の課題を解決する手段として、今後ますます期待されます。しかし、市民活動と行政の「協働」に関する理解や取組みを考えたとき、様々な分野において一つひとつの「協働」の営みの積み重ねが必要不可欠であると理解しています。

今後とも本市は「基本指針（第三版）」に基づき、富士市民活動センターを中心に、多様な主体による「協働」をより一層進め、豊かなまちづくりのための市民活動を推進してまいります。

令和 3年 7月 1日

目 次

第1章	市民活動の社会的意義	1
1	市民活動を取り巻く社会的背景	1
2	豊かなまちづくりのための市民活動の役割	1
第2章	市民活動・協働とは	3
1	市民活動とは	3
2	協働とは	4
第3章	市民活動との協働を取り巻く課題	6
1	市民活動の課題	6
2	行政の課題	7
第4章	協働に向けての環境整備	8
第5章	協働推進のために	11
第6章	これからの協働	14
参考資料		16

第1章 市民活動の社会的意義

1 市民活動を取り巻く社会的背景

近年、少子高齢社会の進行や大都市圏への人口流出、自然災害の多発、ICT(情報通信技術)の進化、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)や男女共同参画の推進など、ますます加速する社会の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観は大きく変化し、多様化してきました。人々は、生活の質的な向上を求め、自らの持つ知識や技術を社会のために生かすことや、困難な状況にある者を支援することで、市民活動に自己実現や活躍の場を見いだそうとしています。

こうした人々の自発的な思いによって発する市民活動は、今日では、これまで行政が担う分野とされていた公共的な領域においても取り組みが広がっています。

また、社会的責任を果たす観点から、事業者、学校、金融機関など、地域課題や社会的課題に取り組む主体も従来に比べ多様化しています。

一方では市民ニーズも多様化が進み、既存の行政を中心とした公平で均一的なサービスを提供するシステムだけでは、十分に応えることが難しくなっています。

2 豊かなまちづくりのための市民活動の役割

市民活動は「社会的な責任や役割」を意識して、自発的に継続して取り組む活動で、自分たちの身近な課題の解決を目指すもの、まちづくりや環境・福祉のように専門的な知識・技術を持つものなど、その活動領域や内容は多岐にわたっています。そして組織形態や結びつきも自由であるため、個別の課題や要

望にいち早く気づき、迅速、柔軟に対応することが可能であり、市民の視点に立ち、市民の声を身近に聴くことができるため、よりきめ細かなサービスを提供することができます。

市民活動は阪神・淡路大震災の直後、柔軟性・先駆性・専門性・自発性・変革性といった特性を生かした迅速で多彩な活動が評価され、その後、東日本大震災や近年の気候変動による災害が頻発する中、その活動の社会性や協働性はさらに高まり、行政、企業と並ぶ、社会サービスの担い手として、その特性を活かした真に豊かなまちづくりの実現に向けての活動が期待されています。



災害ボランティア支援本部開設訓練



アダプションプログラム事業
「ふじクリーンパートナー」

第2章 市民活動・協働とは

1 市民活動とは

市民活動とは、一般的に、社会的な課題解決や市民生活の向上を目的とし、市民が自発的、継続的に参加する、営利を目的としない活動を指しています。

近年では国際的に、SDGs（持続可能な開発目標）^{※1}の達成に向けた計画づくりをし、より地域に根差した活動とするために、重要な役割を果たしていくものであると考えられています。

その形態は、法人格を有する団体（NPO法人^{※2}・一般社団法人・一般財団法人^{※3}など）から、個人の文化的活動や、共益的な活動まで様々であり、その手法や取り組みにより選択されています。

この指針においては、活動団体の目的や形態で区別するのではなく、市民が主体となって行う非営利で公益的な活動が市民活動であり、こうした活動を行う団体を市民活動団体と呼びます。

※1. SDGs

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むものです。

本市は令和2年7月17日、SDGs未来都市として、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されました。

※2. NPO法人

NPOとは、「Non-Profit Organization」の略で、日本語に訳すと「民間非営利団体」となります。市民が主体となり、世の中のためになる活動（公益的活動）を行っている、

民間の非営利団体のことを指します。非営利とは、利益をあげないということではなく、利益を団体の構成員に分配しないということです。特定非営利活動促進法に基づく認証を受け法人登記したNPOをNPO法人と言います。

※3. 公益・一般社団法人、公益・一般財団法人

一般社団法人・一般財団法人とは、平成20年12月に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立された社団法人・財団法人のことをいいます。従来は設立に主務官庁の許可・認証が必要でしたが、この法律の施行により、営利を目的としない団体であれば、登記をすることによって法人格の取得ができるようになりました。

公益社団法人・公益財団法人は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて、一般社団法人・一般財団法人が、公益認定等委員会に申請し認定されると取得できる法人格です。認定されるためには、一定の条件をクリアする必要がありますが、様々な税制上の優遇措置を受けることができる等のメリットがあります。

2 協働とは

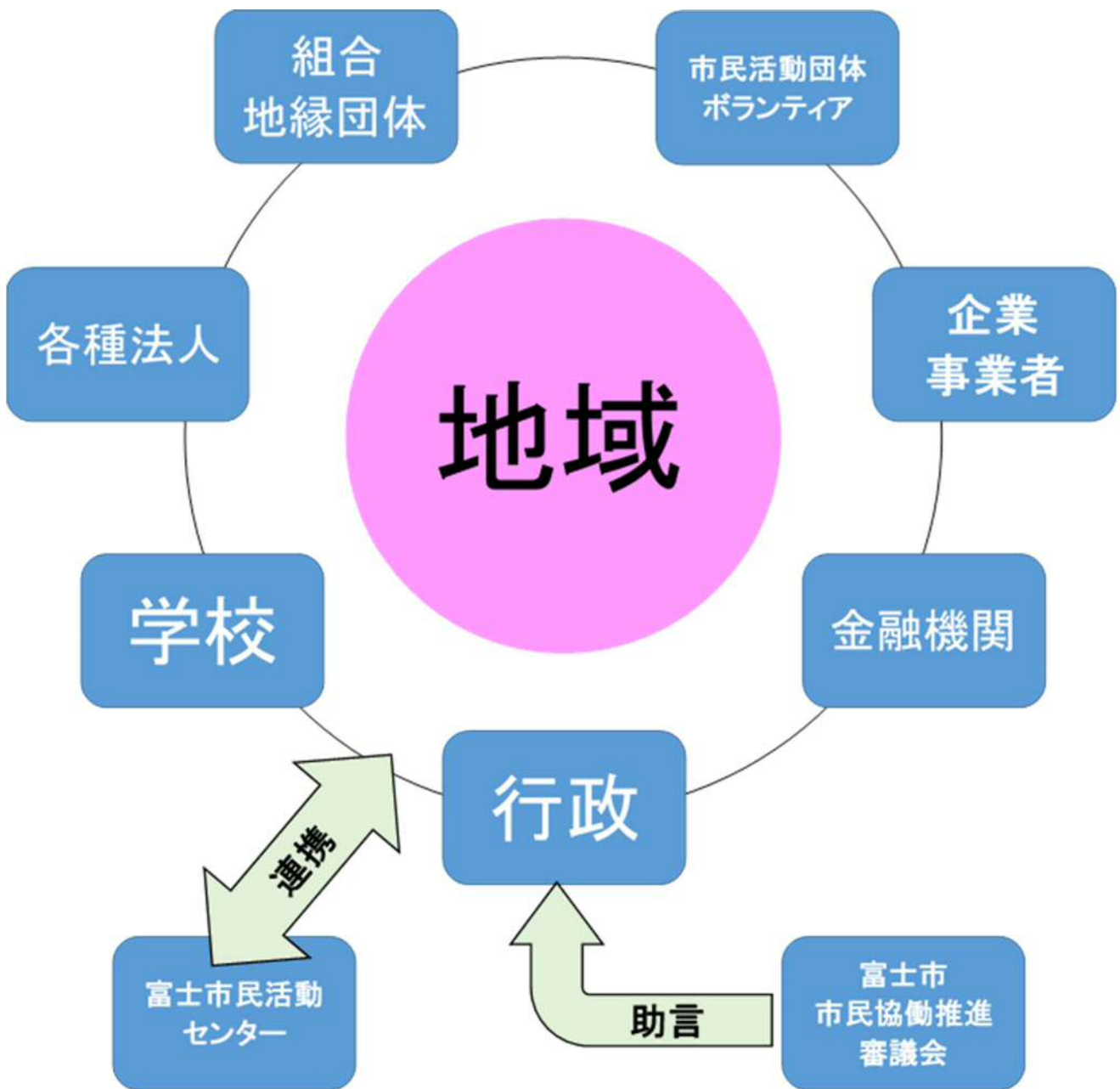
協働とは、立場の違う団体同士が、「共通の社会的な目的」のために、それぞれの特性を生かし、対等の立場で協力することとされており、行政や団体、企業などが連携して、社会問題などの解決のために共に働くこととされています。

また、最近では、1対1の関係から複数の団体や組織が資源を持ち寄り、団体同士の強みを活かし弱みを補うことで、今まで以上の効果を狙った取り組みも行われています。

本市では、「自分たちのまちは自分たちの手で作る」という市民自治を醸成し、真に豊かなまちづくりを実現するために制定した「富士市市民協働推進条例」において、市民協働を「市民、市民活動団体又は事業者と市とが互いの特性を認識することにより、適切に役割を分担し、及び対等な関係で連携すること」と定義しています。

そして、お互いが対等であることを理解し、良好な関係を築くことや専門性や柔軟性など市民活動の特性を生かして、多様な形態、幅広い分野で行われることなどを市民協働推進の基本理念としています。

本指針における協働とは、この条例に定義された考え方であり、その推進は基本理念に則って行われるべきものと考えています。



第3章 市民活動との協働を取り巻く課題

1 市民活動の課題

現在、市内では個人を中心としたボランティア団体や、NPO法人、町内会（区）など、多種多様な目的と形態を持った市民活動が展開されていますが、新たな公益活動の担い手となり得る自立した団体はまだまだ不足しているのが現状です。

本市には、令和2年10月末現在で70のNPO法人が登記されていますが、独立した事務所がなく、専従のスタッフを雇用していない団体も多くあります。

団体の存続に必要な基盤の整備を促進するため、行政と中間支援団体^{※3}が協働して、市民活動団体を積極的に支援していく必要があります。

また、従来型の小規模な市民活動も含めて、「これまで活動の中心を担い支えてきた方々の高年齢化と、新たな活動参加者の減少からメンバーが固定化し、団体内での世代交代ができず、活動の継続が困難になっている団体が増加している」のが現状です。

本市全体の市民活動の活性化を進めるためには、市民活動に関心があり、自らそれに参画する意志のある市民を適切な活動の場に結びつけるようなコーディネーターが必要です。また、自立した活動を継続していくための資金の不足や地域の従来からの市民活動団体と、新しい市民活動団体とのコミュニケーション不足による相互理解の希薄化、さらに市民活動団体間のネットワークが十分機能していないなどの課題もあります。

※3. 中間支援団体

行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のことを指し、NPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多くあります。

2 行政の課題

平成16年の「市民活動との協働に関する基本指針」策定当初から、市民活動との協働を推進していくための行政職員の心構えが示されていますが、まだまだ浸透していないのが現状です。

協働を進めていくためには、まず協働とは互いの特性を認識し、適切な役割分担の下、対等な関係で連携するものであり、協働の相手方は決して行政の下請けではないし、コスト削減のためだけに行うものではないということを理解する必要があります。

その上で、市民活動を始めとした協働の相手方を理解し、相手にも行政を理解してもらう相互理解の努力をしなければなりません。

また、行政特有の課題として、組織内の横断的な対応を苦手としている点や、前例に囚われて新しいことに対する挑戦に消極的になりがちということが考えられます。市民活動の柔軟な発想と多様性に応えていくためには、行政も複数の部署が横断的な対応をとることができる体制づくりや、柔軟な発想が必要です。

加えて、5年、10年という長期の計画の中で物事を進めていく行政と月単位、年単位で目まぐるしく変化していく市民活動のスピード感の違いや組織としての意思決定に時間がかかること、人事異動等によって人が変わると対応が変わってしまうことがあるといったことが課題であると考えられます。

第4章 協働に向けての環境整備

これまでの基本指針においては協働の推進に向け、

- 1 市民活動に関する啓発
- 2 活動拠点と備品・機材の整備
- 3 人材開発の機会づくり
- 4 資金の確保
- 5 情報のネットワーク化
- 6 適切な情報公開

という6項目を掲げて環境整備に取り組んできました。

その取り組みの牽引役を担ってきたのが、平成17年度にオープンした「富士市民活動センター コミュニティ f」です。

市民活動センターは、市民活動の拠点として活動の支援や活性化を目的に設置されており、その管理運営を市民活動団体が行うことによって、行政の直接管理では難しい活動者の視点に立った柔軟で幅広い支援を展開しています。

市民活動センターは、市民活動団体が活動、交流の場として利用できるだけでなく、イベントなど団体の活動の情報や補助金などの活動支援につながる情報を収集し、広く発信するとともに個別の相談の中においても活用しています。

また、団体が必要とする知識やスキルの獲得に向けた講座を開催するなど、団体や団体を支える人材の育成も行っています。

しかしながら、このような取り組みを進めているものの、市民活動や協働に関する課題はなくなることはなく、時間の経過とともに新たな課題も出てきています。このようなことから、今後さらに市民活動を活性化し、協働を進めていくためにも、次のような取り組みを進めていきます。

1 市民活動に関する情報の発信

情報の発信には大きく2つの目的があります。ひとつは市民活動と関わりを持っていない方々に市民活動を知っていただく啓発を目的とした情報の発信、もうひとつは市民活動を行っている方々の活動の継続や活性化につながる支援を目的とした情報の発信です。

様々な媒体や機会を活用して、情報を届けたい対象に合わせて発信し、必要とする人が必要な情報に触れることができる環境の整備に努めることが必要です。

また、発信する内容によって想定する受け手が変わること、受け手の市民活動とのかかわりの度合いによって必要とする情報が変わることなど内容や相手を意識した情報発信を行っていきます。



富士市民活動センター コミュニティ f



富士市民活動センター
(交流スペース)

2 市民活動センターを中心とした支援体制の強化

市民活動センターと行政との連携強化を図り、市民活動センターを中心とした支援体制を強化していきます。

- (1) 市民活動団体と行政のみならず、市民活動団体同士や市民活動団体と企業など、多様な組み合わせによる協働や支援などの連携をサポートする体制を整えます。
- (2) 市民活動、市民協働の担い手を育成するため、行政と連携し様々な分野での人材の育成を図ります。
- (3) 市民活動に関わる人、団体、実施される事業や資金などの支援の情報を集約し、「人と人」、「人と情報」がつながる場となるよう情報のネットワーク化を進めるとともに、集約した情報を有効に活用できるようコーディネートしていきます。
- (4) 以前から意識せずに行われている市民活動と行政の協働の情報を集約し、活用することで新たな協働の機会を作り出します。
- (5) 市民活動と行政の間に立って、お互いが相手との違いを理解しながら、尊重しあい歩み寄れるように双方を理解した橋渡しの役割を果たします。



富士市民活動センター
(イベントでの利用)



富士市民活動センター
(会議スペースの利用)

第5章 協働推進のために

市民活動の拠点となる施設や協働する上でのルール、制度などハード、ソフト両面での環境整備を進めると同時に行政職員に協働推進の意識を浸透させるため、

- 1 自主性を尊重し、信頼関係を築くことから始めます
- 2 市民活動を理解し、行政内部の意識改革を進めます
- 3 多様性を尊重し、行政の窓口を柔軟にします
- 4 情報を公開し、思いと責任を共有します
- 5 事業費の適正な積算

という5項目を掲げ、これまで取り組んできました。

指針改定翌年の平成23年度から協働に関する職員向けの講演会を行い、協働や市民活動を知る機会を作りました。その後、平成25年度には富士市市民協働推進条例も施行され、本市の市民協働推進の基本理念を明らかにするとともに行政が果たすべき責務や適正な事業費積算に必要な措置を講ずることなどを定めました。

また、市民活動団体等と行政が協働した事業や市民活動団体等を支援する各種補助金制度の結果をウェブサイトに掲載し、協働の成果についての情報公開を開始するなど一定の前進はありました。

しかしながら行政内部の意識改革や市民活動への理解という点では、まだまだ十分とは言えない状態です。今後は次のような取り組みを進め協働を推進していく体制を整えていきます。

1 協働推進の必要性の認識

市民協働推進条例において「市が行う業務のうち、市民、市民活動団体又は事業者の特性を活用することがふさわしいものについては、市民協働の機会を拡大するものとする。」ことを市の責務として認識し、協働機会の拡大に取り組みます。

2 協働への理解の増進

行政が以前から当たり前のように行っている業務の中には、意識せずに協働で行われているものが存在します。互いに身構えることなく取り組んでいる協働の事例を集約し、周知することで、行政職員の中に協働とは決して難しいものではないという認識を広めます。

3 知り合う機会づくり

同じ課題と一緒に取り組むのであれば、見知らぬ同士よりお互いを知っているほうが、スムーズに進みます。まずは互いを知るきっかけとして、市民活動団体と行政職員が顔見知りになる交流の機会を提供します。



市民団体と行政職員による交流会「きょうどうへのはじまり交流会」（平成30年度）

4 内部調整のルールづくり

活動の多様性から、団体などからの協働の相談に対して、行政の単独部署では対応しきれないことが出てきます。個別部署ではなく組織全体として協働の必要性を認識したうえで、複数の部署にまたがる協働の相談に柔軟に対応できるよう、相談を受け入れ検討する際のルールを定め、適正な運用を図ります。

5 積算基準の算定方法づくり

適正な事業費の積算については、すでに人件費の時給単価や積算項目、一般管理費の考え方など提示していますが、設定当初から見直しが行われておらず、経済動向の変化等に合わせて容易に見直しができる算定方法を検討します。

6 協働の担い手づくり

市民活動を始めるきっかけとなる講座を継続的に実施するとともに、講座修了生の活動継続に必要な支援を行い、協働の担い手となる人材を育成していきます。



人材育成事業 FUJI 未来塾

第6章 これからの協働

複雑化した社会的課題に対し、従来の市民活動団体や行政にとどまらず、今後は企業をはじめ学校や金融機関といった、より多様な主体が協働の担い手として活動することが求められます。この時、どのような主体の協働であっても、ともに取り組む活動の中においては、「お互いに対等な立場で、特性を認識し、適正な役割分担のもと連携する」という市民協働の基本となる考え方に基づいて行われる必要があります。

行政の関与の有無にかかわらず、多様な主体による協働は市民生活における課題解決に大きく寄与すると考えられます。そのため行政は自らが直接参画しない協働にあっても、コーディネートや支援といった役割を果たすことが求められます。

支援として多様な主体による協働の情報を収集し、先進的で成功した事例を広く紹介したり、主体同士を結ぶネットワークを作るなど情報と主体間のつながりを提供することを通して、協働の魅力やメリットを伝えることで多様な主体に協働への興味を持たせることができると考えられます。

また、社会的課題の解決や市民生活の向上に取り組む市民活動といえは行政等の公的支援や活動者の持ち出し等で活動資金を捻出しているイメージがありますが、これからは団体の活動や協働の取り組みを継続していくために、自らが活動の中で必要な資金を「稼ぐ」という仕組みを取り入れていくことも必要であると考えられます。

そのため、ビジネスとして社会的課題の解決に取り組むソーシャルビジネス^{※3}は、活動の中で「稼ぐ」仕組みとして今後ますます必要性が高まると想定されることから、現在実施している「ふじソーシャルビジネス支援ネットワーク」での相談・支援のような起業者へのサポートを充実させていく必要があります。

さらに、協働により実施される社会的課題の解決や市民生活の向上を目指す活動に共感する市民等による有形無形の様々な支援も活動の継続や拡大に有効となります。

これからは、従来の市民活動への直接的な支援に加え、行政が市民等に対し市民活動の周知を図り、市民等と市民活動をつなぐことによって、市民活動を全市的に支援するまちを目指していくことが重要であると考えています。

※3. ソーシャルビジネス

ソーシャルビジネス(social business)とは、環境・地域活性化・少子高齢化・福祉・生涯教育など社会的課題への取り組みを、継続的な事業活動として進めていくことです。地域の自立的発展、雇用創出につながる活動として有望視されています。



富士市、富士市民活動センター、富士商工会議所、富士市商工会、富士信用金庫、日本政策金融公庫によるふじソーシャルビジネス支援ネットワーク調印式（平成27年）

参 考 资 料

富士市市民協働推進条例

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 市民協働の推進に関する基本的施策(第8条—第12条)

第3章 市民協働推進審議会(第13条)

附則

人々は、生活の質的な向上を求め、自らの持つ知識や技術を社会のために生かすことや、困難な状況にある者を支援することで、市民活動に自己実現や活躍の場を見いだそうとしている。こうした人々の自発的な思いによって発する市民活動は、今日では、これまで行政が担う分野とされていた公共的な領域においても行われるようになってきている。

このような市民活動は、社会情勢の変化に伴い発生した、行政のみでは解決することが困難で複雑化した課題に対して有効な解決策を見いだすことができるはずである。市民の公共的な課題に対する解決能力を最大限に生かすためには、市、市民、市民活動団体及び事業者が適切な役割分担の下で、対等で持続可能な関係を築き、様々な分野において、最もふさわしい主体による事業の実施を可能とする市民協働の環境整備を積極的に進めていかなければならない。

このような認識の下、市、市民、市民活動団体及び事業者が公共的な課題の解決の担い手として、それぞれの役割と責務を自覚し、市民協働の実践において創意工夫を重ねることにより、「自分たちのまちは自分たちの手でつくる」という市民自治を醸成し、真に豊かなまちづくりを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、市民活動団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに市民協働の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民協働の分野を拡大するとともに、公益の増進及び公共的な課題の解決を図り、もって市民とともに進める活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 市民活動 市民生活の向上に寄与するために、自主的かつ自発的に行われる営利を目的としない活動をいう。
- (3) 市民活動団体 市内で市民活動を行っている団体であって次のいずれにも該当するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

エ 営利を目的とする団体でないこと。

(4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(5) 市民協働 市民、市民活動団体又は事業者と市とが互いの特性を認識することにより、適切に役割を分担し、及び対等な関係で連携することをいう。

(基本理念)

第 3 条 市民協働は、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。

(1) 市、市民、市民活動団体及び事業者がそれぞれの特性を生かし、最もふさわしい主体が事業を実施することにより、望ましい成果を得ること。

(2) 市民、市民活動団体又は事業者と市とが対等であることを理解し、良好で持続可能な関係を築くこと。

(3) 市民活動の専門性、柔軟性及び即時性を生かし、多様な形態により、幅広い分野において行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民協働を推進するために必要な施策を講ずるとともに、当該施策を実施するために必要な環境を整備するものとする。

2 市は、市が行う事業のうち、市民、市民活動団体又は事業者の特性を活用することがふさわしいものについては、市民協働の機会を拡大するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、市民協働によるまちづくりを推進するに当たり、自ら取り組むべき行動を認識するとともに、これを実行し、又は自主的に市民活動に参加し、若しくは協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第 6 条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民協働による事業(以下「市民協働事業」という。)の主たる担い手であることを認識するとともに、責任をもって活動し、市民協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、市民協働に対する理解を深めるとともに、市民協働事業に参画し、市民協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

第 2 章 市民協働の推進に関する基本的施策
(情報の提供)

第 8 条 市は、市民協働の機会の拡大を図るため、市民、市民活動団体及び事業者に市民協働に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(連携の促進)

第 9 条 市は、市民協働事業の実施において、市民、市民活動団体及び事業者が相互に補完することにより相乗的な効果が得られるよう、市民、市民活動団体及び事業者による連携の促進を図るものとする。

(市民協働事業の提案の機会の提供)

第 10 条 市は、市民、市民活動団体及び事業者が市民協働事業を提案することができる機会を提供するために必要な措置を講ずるものとする。

(適正な事業費)

第 11 条 市は、市民、市民活動団体又は事業者による継続的かつ安定的な市民協働事業が実施されるよう、適正な事業費を算出するために必要な措置を講ずるものとする。

(結果の検証等)

第 12 条 市は、市民協働事業を実施した場合には、その結果について検証を行うとともに、市民協働の成果を効果的に高めるため、適切な措置を講ずるものとする。

第 3 章 市民協働推進審議会

第 13 条 市民協働の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士市市民協働推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 市民協働の推進に係る基本指針に関する事項
- (2) 市民協働の推進に係る補助金に関する事項
- (3) 市民協働事業の提案の評価に関する事項
- (4) その他市民協働の推進に関する重要事項

3 審議会は、前項の規定による調査及び審議を行うほか、市民協働の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 11 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民活動団体の代表者等

- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成29年条例30号〕)

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

富士市市民協働推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市市民協働推進条例(平成25年富士市条例第39号)第13条第7項の規定に基づき、富士市市民協働推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会は、専門的事項について調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及び専門部会に属する委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、専門部会の会務を掌理する。

4 部会長は、当該事項についての調査審議が終了したときは、速やかに会長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

富士市市民協働推進審議会 委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	所属・役職等
委員長	日 詰 一 幸	国立大学法人静岡大学 学長
委員	飯 倉 清 太	総務省地域人材ネット 推進員
委員	今 屋 敷 正 成	富士市民活動センター センター長
委員	工 藤 千 麻 琴	富士商工会議所青年部 副会長
委員	長 岡 路 子	長岡路子公認会計士・税理士事務所 公認会計士
委員	中 山 勝	一般財団法人企業経営研究所 理事長
委員	村 瀬 京 子	きらり交流会議 運営委員
委員	渡 邊 英 樹	富士市町内会連合会 副会長
委員	後 藤 典 子	一般公募
委員	小 早 川 光	一般公募
委員	高 見 洋 子	一般公募

市民活動との協働に関する基本指針検討部会委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	所属・役職等
部会長	飯 倉 清 太	総務省地域人材ネット 推進員
委員	今 屋 敷 正 成	富士市民活動センター センター長
委員	工 藤 千 麻 琴	富士商工会議所青年部 副会長

令和3年7月
富士市市民部市民協働課
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
TEL 0545-55-2701 FAX 0545-53-6663
E-mail si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp
富士市行政資料登録番号 R3-13